

第二章 近代社会への歩み



一八七一年(明治四)七月、国内の支配体制を固めた政府は、廃藩置県を断行して武家大名による地方支配に終止符を打った。永年の抗争や財政の悪化で藩体制の弱体化が進んでいた出石藩では、この決定を当然のように受けとめている。藩知事を免ぜられて東京在住を命じられた旧藩主の仙石政固は、翌月旧家臣や旧領民の見送りを受けて出石を離れた。

藩治機構は、廃藩と同時に設置された出石県に引き継がれるが、出石県の暫定性は明らかで、出石の町内では町役人が協議して但馬全域を出石県にするよう政府に働きかけることを決めた。しかし、一月に豊岡県が設置されて、出石を中心とする置県構想は実現をみないままに終わる。出石廃県のあと出石には豊岡県支庁出石局が設置されたが、この支庁も翌一八七二年二月には廃止され、同局に勤務を続けていた旧藩士卒全員の免職が豊岡県から言い渡された。出石の士族から政府や新県の官員として登用された者は極めて少なく、大部分の士族は代わりの職を求めて苦闘するが、一八七六年出石の衰退に拍車をかけるように大火が発生して出石を離れる士族が続出した。出石に残った士族も武家の商法を成功させた者は極めて少数で、多くの下級士族は職人に転じたり行商や雑業に従事して苦境をしのいだ。

◇

◇

出石県廃止後、町や村の制度もしばしば変更され、一八七二年(明治五)六月から大区小区制が実施された。出石郡は豊岡県第二大区となり、第一から第六までの六つの小区が編制された。

更に一八七六年(明治九)には府県の統合が実施され、豊岡県が廃止される。旧豊岡県の管地は但馬と丹波二郡が兵庫県、他は京都府に分割して併合された。但馬が兵庫県に編入されたのは、豊岡・鳥取の二県を合併する政府原案を内務卿の久保利通が出石出身の桜井勉の意見を採用して変更した結果だといわれる。兵庫県に属するようになってから当町域は「兵庫県但馬国第二大区」と呼称された。

一八七八年(明治一二)、郡区町村編制法が施行されて府県のもとに郡・町村を置く新しい地方制度が発足する。出石には出石気多郡役所が設置された。旧来の町村も行政区画として復活し、数町村が連合して一つの戸長役場が置かれるが、その管轄区域や戸長はしばしば変更された。

一八八一年(明治一四)に入ると但馬にもようやく自由党系の民権運動が波及し、出石でも岡部久洋を中心に士族民権の回天社が結成された。以後出石では士族を中心とする政治活動が展開されるが、中央で活躍していた青木匡・桜井勉など出石出身の有力者の影響でしだいに改進黨色を強め、出石は但馬における改進黨の拠点となった。

◇

◇

産業では、士族授産事業として製糸と陶磁器の振興が図られた。一八七二年(明治五)、旧出石藩士族はその子女二五名を群馬県の富岡製糸場に派遣して西洋式の器械製糸を習得させ、この技術を土台にして豊岡・村岡の士族と共に気多郡久斗村に西洋式の器械を導入した拓産社製糸工場を経営するなど、但馬製糸業の近代化に先駆的な役割を果たした。陶磁器では一八七六年(明治九)に士族の有志が連合して盈進社を結成、肥前の陶工柴田善平の指導を得て出石焼の技術改良を進めた。これらの授産事業は資本の不足から明治一〇年代の不況を乗り切ることができずに、拓産社は解散、出石焼も町の経済を支えるだけの成長をみせなかった。ただ秩禄処分によって下付された金禄公債を資本にして第五十五国立銀行が創立され、一八七八年(明治一二)に営業を開始し、但馬で唯一の銀行として地域の経済活動を支えた。

こうして明治初期の出石は但馬における相対的な地位を低下させながらも封建色を脱して近代社会を形成していった。

## 第一節 廃藩置県

## 廃藩の詔書

版籍奉還・藩制改革などを通じて藩体制の解体を進めてきた政府は、一八七一年（明治四）七月一四日、在京の諸藩知事を招集して廃藩を命じた。

『出石藩日誌』は、明治天皇臨席のもとに、右大臣三条実美が「朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム 然ルニ数百年因襲ノ久キ或ハ其名有テ其実挙ラサル者アリ 何ヲ以テ億兆ヲ保安シ万民ト対峙スルヲ得ンヤ（中略）朕深ク之ヲ慨ス依テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト為ス」という詔書を読みあげたことを記している。

## 出石の反響

この廃藩置県の正式な通知が出石に届いたのは七月二一日のことと思われる。藩庁は二二日にかけて対策を協議したうえ、二三日十字（午前一〇時）に全藩の士卒と藩内の町村役人の惣出頭を命じ、その場で廃藩置県の詔書と仙石藩知事の免官辞令を含む諸達の拝見を申し付けている。その内容は町村役人に書写されて町内各層に伝わったと思われるが、大きな変革にもかかわらず、出石の町は平静であった。当日は地蔵盆で各町ごとに作り物が飾られ、午後には町内の人々が連れ立ってその見物に歩いていた。八木町では家具を用いて鯉の滝登りを作って飾っていたという（『長良家日記』）。藩内及び町内の動揺

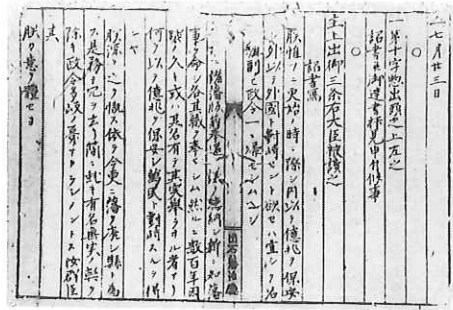


写真 38 出石藩日誌に記された廃藩置県  
(明治4年7月23日条)

を示す記録は残っていない。こうして出石藩は一八七一年(明治四)七月一日付をもって廃止され、出石県が設置された。

日本が近代国家として成立するためには、旧大名の勢力を完全に排除した統治機構をつくりあげることが必要であり、廃藩置県はその体制をつくるための不可欠の道程ではあったが、その実現に当たっては旧藩主勢力の抵抗も予想されていた。これに備えて政府は同年二月、薩長土の兵力一万人を天皇の親兵として東京に集め、その武力を背景にして改革の準備を進めた。同年六月、三条実美・岩倉具視以外の旧公家・旧大名を政府から排除し、木戸孝允・西郷隆盛・大隈重信・板垣退助ら薩長土肥の実力者が政府の中樞を固めて廃藩置県を断行したのである。

諸藩の抵抗はなく廃藩は政府の意図どおりに実現した。諸藩とも財政の窮乏と体制の弱体化が進み、自力による立て直しが困難な状況に追い込まれていたからである。出石藩も廃藩当時、深刻な財政危機に見舞われていた。天保の減知以来、打ち続く政争のなかで、災害と飢饉がしばしば見舞い、それに幕末維新期の出兵による出費が重なって、藩の資金繰りは容易ならぬ事態に追い込まれていたのである。

**空米切手** このような状況のなかで、政府が進めた幣制改革は、出石藩の財政を更に窮地に追い込んでいった。

**の停止** 維新当時、日本の貨幣制度は金銀貨などの正貨に加えて、全国各地

で藩札・私札の楮幣が流通し、それに新しく太政官札・府県札も加わって混乱を極めていた。また、これらの札類の正貨との引き換えは、それぞれが異なる価値で交換され、楮幣の価値は一貫して低下を続けていた。こうした貨幣流通の実態は、統一国家の実現には大きな障害であった。政府は、この弊害を除くため、一八六九年（明治二）五月、藩札の増発を禁止、同年六月には太政官札の流通を促進するため、石高一万石につき二五〇〇両の太政官札を府藩県に割り当てた。そして一定の期日内に割当札高の金銀を換納させる方策をとったのである。

更に一八七一年四月、重ねて府藩県の楮幣製造を禁止し、金券諸切手類の発行を停止させた。このときの太政官達には、「各藩で発行されている米切手は、藩で貯蔵している米穀高を超える空米切手が多い。これが各藩の会計窮迫の一時的対策にあてられているが、結局は融通逼迫のもととなっている例が少なくない。これはもつての外のことで、以後これらの行為はあいならぬ」とある。出石藩はまさしくこの事例に当てはまっていた。

出石藩では、政府から割り当てられた太政官札は一八六九年の不作による減収の補充に充てられた公算が強く、金銀による換納はとうてい不可能な状況であったにちがいない。

これに対処するためか、一八七一年三月、京都為替会社から一万両の融資を受けている。これに追い打ちをかけるように政府から米切手の発行、通用を停止されたのである。

出石藩はやむなく四月二〇日付で「銀札」（上納切手）を晦日まで引き揚げる旨を触れている。その事情を商社頭取の長良三郎は、同日の日記に「昨年より融通のため上納切手として銀札御差出に相成居候、然る

処、右札より暖味不都合相生じ申す可き義もこれあり」と記している。発行を停止された藩札（銀札）に代わって、出石藩は空米切手を新発することによって一時的に藩財政の破たんを回避する方策をとってきたから、米切手停止の打撃は大きかった。藩庁だけではなく領下の住民も苦境に陥る者も多くあったと思われる。長良三郎は「難渋之者、渡世も相止り候義故、早速替り札御渡下され候趣」と記している。そして、更に二二日には「上納券一条、下々にて彼是取沙汰、誠に人氣悪し哉、諸所にて寄合候由」と記し、翌二二日には、「下分難渋の趣上聞に達し候哉、今日より下分難渋人へ米御売払成し下され候段、尤も上納札壹毎に目直之趣」と記している。難渋人に限って、切手の額を下回る米を割り引いて払い出したのであろう。米切手の件に限らず、政府の指示に従えば、藩財政はたちまちに行き詰まることは明らかである。

肩代わりさ こうした急場をしのぐため、藩庁では同二五日に町・在の御用達と大里長・大坊長を集め、  
 藩主御頼金として個人からの差出金に加えて、町村ごとに高巻石につき四〇厘の醸出を求め

た。町・村からの上納金は五月一〇日・同晦日・六月二〇日に分けて三分の一ずつ納めるよう指示し、その

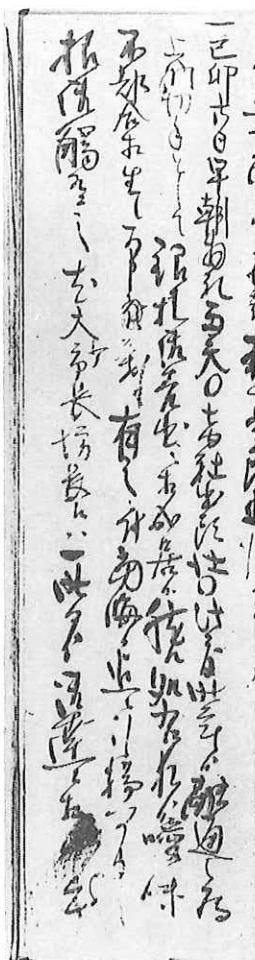


写真 39 「米切手」引き揚げの触を記す長良家日記(明治4年4月20日条)

返済は年四朱の利息で一〇か年に割り戻して支払うと言明している。

一方、為替会社からの借入金についても同年五月末日の期限に返済の目途がたたず、六月六日に商社頭取の長良三郎を同社の福知山支店へ派遣して、証書の書き換え(二万一〇〇〇兩)による期限の延長を交渉させた。為替会社は出石藩の申し出に対して難色を示したが、結局は藩の申し出を呑まざるを得なかった。

出石藩の負債は、これらの債務と錢札の発行残高を合わせて三四万五八〇二円に達していたのである(『明治前期財政経済史料集成』)。この額は出石藩収入総額のほぼ四年分に当たる。かくして廃藩を受け入れざるを得ない事情が出石藩でも顕著に醸成されていたといえよう。

廃藩置県によってこれらの負債はすべて政府が肩代わりすることになった。

廃藩を予期し 出石藩が為替会社からの融資に対して、返済期限がきても利子すら払おうとしなかったの

ていた藩知事

は、藩知事をはじめ、藩の中枢にいた人々が近い将来の廃藩を充分に予期していたからで

あろう。前節で述べたように藩知事の仙石政固は一八七〇年(明治三)一月まで新政府官僚として在籍しており、木戸孝允を中心に進められてきた廃藩置県への動きを充分に察知していたと思われるし、改革の筋書きをつくったといわれるアーネスト・サトウを訪問したりして、確実に廃藩を見通していたと思われる。

一八七一年一月、府県の改置統合で出石県が廃されたとき、出石県が貫属の士卒に対して「前知事公往々の転遷を御煩慮あらせられ、当早春、帰農等の儀詳細に申達され、かつ深き御含の次第もこれあり候処、

今日の形勢いよいよ御煩慮の場合に立至り候につき、思召の処を厚く追思致し、前途の目的相定め候事」と訓示しているのは、暗にそのことを物語っているよう。





写真 40 仙石政固(明治40年ごろ)

仙石政固の  
東京移住  
旧藩知事は廃藩と同時に免官され、従来の家禄と華族の身分を保証されて九月中旬に東京移住を命じられた。出石では免官になった仙石政固知事の「武運長久」の祈禱が、諸杉・稻荷両社で行なわれ、惣町が参列した。また、八月に入ってから旧藩領の町村役人が、「旧知事の高恩」に報いるために、最高一五両から最低二歩までの金額をそれぞれ献金している。仙石政固は同月一七日朝、献金者を館に招いて直々に盃を渡し、謝辞と惜別の辞を述べたという。

八月二〇日、仙石政固は旧藩士や旧領民の見送りを受けて出石を発ち東京に向かった。途中、父久利の住む清水屋敷に立ち寄り別れを告げたが、一般の旧藩士や旧領民は鍛冶屋村先まで、旧藩役人と町村役人は和屋村まで見送り、なかには養父米地村まで随行して別れを惜しんだ者もあったという。中村橋まで見送った商社頭取の長良三郎は、旧藩主一行の支度が、「乗駕籠壱挺外ニ小荷物式三荷」と少ないことに驚き、「恐れ入り奉候御事に御座候」と当日の日記に記している。

なお、父の仙石久利は一八七六年(明治九)、東京に移住するまで清水屋敷に居住していた。

## 第二節 つかのまの出石県治

出石県の 一八七一年(明治四)七月一四日、廃藩と同時に旧藩の管轄をそのまま引き継いだ新県が置かれ、

発足 出石藩に代わって出石県が設置された。旧藩の大参事が、知事に代わって当分のあいだ新県の

事務を取り扱うよう命じられ、藩治機構もそのまま新県に引き継がれた。但し、諸願伺届などは直ちに政府の関係官省へ差し出し、その指示を仰ぐよう指示されている。出石県では旧藩大参事の堀田反爾と桜井熊一(勉・東京駐在)が出石県大参事として、県治を担当することになった。

廃藩置県の結果、旧藩がそのまま新県に移行したため、旧幕府領や旗本領地を管轄する在来の府県と合わせて、全国で三府三〇五県が成立することになった。但馬の町や村は旧幕府領や旗本知行の村々を支配する久美浜・生野二県と朝来郡の一部が篠山県領に属したほかは新置の出石・豊岡・村岡の新三県で管轄されることになったが、飛地や管地の錯綜さくそうした状況は旧来のまま残されていた。こうした状態は、このときの新県の設置が廃藩を実現するための暫定的な措置であり、遠からず府県管地の整理統合が行なわれることを予想させた。政府が新県の知事任命を見送ったのも、近い将来に府県の改置統合を企図していたからであろう。

但馬三県の 府県統合の必要性と政府の意向は但馬でも敏感に察知されていた。八月に入ると出石の旧城

合併伺い出 下では、町役人が寄り合いで但馬国全域を出石県にするよう政府へ働きかけることを決め、

東京行きの人選を行なっている。選ばれたのは林鼎一（土族）と鍋屋直藏（町人）であった。この陳情が実際に行なわれたかどうかは不明である。

それとは別に九月に入ってから、出石・豊岡・村岡の但馬三県が在京の参事等各県代表連名で政府に合併を伺い出している。この動きについては、豊岡県大参事の猪子清が出石県大参事桜井勉の主導によるものとして反発を示しているが（『豊岡市史』）、時勢には抗し難く一八七二年（明治四）九月付で合併伺いが提出された。その大意は

当今の時勢では、一州（国）に一県と定められるべきところを、小さな県がそれぞれ序をたてゝいる状況で冗費の至りであります。一県でも減少するのが良いと思ひますので、三県が協議した結果、合併することにしたいと存じます。この段伺い奉ります。

というもので、村岡県大参事町田錯名代の宮田備、豊岡県権大参事岡田品享、出石県大参事桜井勉の連名で提出されている（『横浜毎日新聞』一九七一年〔明治四〕九月二四日付）。

出石町内での協議も桜井の意向をくんだものである可能性が強い。

出石県の廃止と 三県からの合併伺いに対して、政府は正式の回答を保留したまま同年十一月、全国的に府県新豊岡県の発足の併合を実施した。それまでの全国の府県三府三〇六県をすべていったん廃止し、あらためて三府七二県を設置したのである。新県は旧県に比して管地が拡大され、府県域もようやく一元化される

ことになった。こうして同年一月二日付で出石県は廃止され、新しく設置された豊岡県の管轄に入った。新置の豊岡県は、但馬・丹後兩國の全域と丹波國のうち天田・多紀・氷上の三郡とを管地とした。その石高は四六万石、人口五〇万七〇〇〇に達し、長官にはそれまでの久美浜県知事で生野県を兼摂していた小松彰（旧松本藩士）が権令として任命された。庁地は豊岡であったが、この決定は、旧庁地である久美浜や生野への利便と、年貢の搬入を中心とした水運・交通上の利点が重視された結果であらう。

廃県の通達を受けた出石県庁は一月一〇日に士族・卒の惣出頭を命じ、太政官達の拝見を申し付けている。この太政官達の日付は辛未一月となっており、元出石県へあてて「従前管轄之地所・物成・鄉村等を当未歳より新置の豊岡県へ引渡すべきこと」を指示すると共に、「但元官員は当分従前の県庁において事務を取扱うよう」付け加えている。

旧出石県から新豊岡県への事務の引き継ぎは、旧県から堀田大参事外四名が出張して二月六日に久美浜で行なわれ、同月九日にその役目を終えて出石に帰っている。そして、その翌日一日に「郷村並諸書物等、目録書を以引渡相済候処、元官員当分従前之通事務取扱罷りあるべき旨、御達之あり候条、此の旨相心得べく候事」と旧管内に触れている。事務の引き継ぎが旧久美浜県庁で行なわれたのは、新庁地豊岡での開庁が一二月一七日までずれ込み、それまでの新県事務はすべて旧久美浜県庁で行なわれていたからである。このあと、一二月二四日に豊岡県庁から職員が派遣されて豊岡県支庁出石局が執務を開始するまで、旧出石県官員が「元出石県」の名称で諸達を交付し、町村役人の任免などを行なっている。



安と不満が集会の原因となった公算が強い。なお、隣接の豊岡県では金一両につき錢札一四貫二〇〇文で引き換えることを布告している（『豊岡市史』）ので、出石藩の布告した一兩一〇貫文とではかなりの差がある。こうしたことが住民の不安をかきたてたことと思われる。ただ「衆多を会した」ことへの処分の程度は、旧幕時代と比べて極めて軽いものであった。旧札の引き換えは八月二五日に実施した。新札の種類は不明だが、為替会社の金券や太政官札・民部省札が充てられたものと思われる。錢札については旧札の加印で処理されたと思われる。

これらの札は、一八七三年（明治六）三月二五日から旧商社の出石勸業所で政府発行の新貨と交換された（『豊岡市史』）。なお、五錢未満に当たたる小札は、新貨の価格を押しつけて再び流通させたが、これも小額銀貨・銅貨の鑄造が進んで、一八七四年九月から交換が開始された。旧貨・旧札の交換が完了したのは一八七九年（明治一二）六月であった。

#### 常備兵隊最

#### 後の出兵

旧藩の常備兵隊は、他の藩治制度と共に新県に引き継がれて存続したが、一九七一年明治四八年八月兵部省は各県常備兵隊の縮少改組を指示した。出石県では九月七日、谷野遠を中尉に任命し、旧藩兵隊の総管をつとめていた河合寛吾を武（校）大寮長に転出させているが、これは兵部省の指示に従った兵隊の改組とみることができよう。九月二一日、久美浜県から同県管下但馬国内（気多郡）で不良の徒による結党暴挙の密謀が発覚したとして出石県に出兵要請があった。このとき出兵を命じられたのは指揮官をつとめたと思われる少尉の小倉忠見、軍曹の中村重暉・岡部律、他に兵士二〇名、輜重方一名、喇叭手二名であった。命令には旧藩当時の隊名・職名（第一章第二節の表5藩治組織表〔七〇ページ〕）は詳しい記されて

いない。九月三〇日には兵隊出張中手当規則を定めているが、そこに記されている兵隊の階級は、上から中尉・少尉・曹長・権曹長・上等輜重・軍曹・兵士・一等喇叭手・二等喇叭手・三等喇叭手・旗卒の順で、少尉三二石から旗卒の五石にわたる階級別の手当の額も記されている。これは、旧藩時代の五隊編成を兵部省の指示に基づいて一小隊に改編縮小した事実を示すものであろう。更に一〇月五日、軍曹と兵士の中間に位置する伍長を置き職俸二石五斗、出張の節は一一石と定めている。

こうして九月中に出石県兵隊の改組が行なわれたと思われる。縮少の結果、減員の対象になった兵士は、それぞれ配置換えになり、上級の者が武校教師などに配置替えされたほか、下位の者は玉葉（火薬製造懸）を申し付けられたりしている。記録には出ていないが、無役で待機になった者もあったであろう。

兵隊の改組が進むなかで、一〇月播州から南但を巻き込む大きな騒擾が発生した。この騒擾は同年八月二八日に政府が、太政官布告で穢多・非人の名称を廃し、その身分・職業とも平民同様とすると定めた穢多解放令に対する反対と年貢減免要求を絡ませたものであった。参加した群衆は、説論に当たった生野県吏を殺害して北上し、生野県庁を襲撃した。このとき、出石県は生野県の出兵要請に応じて鎮撫の兵隊を派遣した。中尉谷野遠・少尉小倉忠見以下八五名の兵士と、ほかに上等下等の輜重各一名・医員二名・喇叭手六名・旗卒一名を派遣している。伍長以下七五名の兵士を四分隊に分け、第四分隊の最後の一員を「欠員」と記している。これが改組後の出石県常備兵の全員とみなしてよいであろう。常備兵が生野に向かったあと、非役の土族に県庁の宿衛を申し付けると共に、先に武大寮長へ転出した河合寛吾を中尉に再任して預備兵を組織し、治安に当たられた。預備兵を命じられたのは、河合のほかには少尉一名・兼務（少尉）曹長一名・権曹長一名・

軍曹三名・医員一名・喇叭手三名と番卒六〇名であった。県は一月一日に預備隊に対して「武威皇張且ハ声援之為メ」養父・気多両郡の巡邏じゆんを命じている。

また、一八日には四名の大砲懸を任命して生野へ派遣した。一揆が終息に向かった一九日には、生野県からの要請で少属に率いられた郷卒一〇名を捕亡として生野に送り込んでいる。生野・竹田派遣の出石県兵に引き揚げが指示されたのは、出石廃県後の一月一七日であった。その間預備隊の派遣もあつたりして人員の交替や縮少が行なわれている。この生野出兵が、旧藩の伝統を継ぐ士卒兵力の最後の出動であつた。

なお、生野に捕亡として派遣されていた旧卒のうち数名は、出石廃県後も改めて豊岡県出石出張局見廻役に採用され、町内の巡邏と捕亡の職務に従事した。

旧藩時代その職務に当たっていた番頭谷右衛門は、出石廃県と同時にその職を失い、以後町方役人の配慮で軒別永銭五文が支給されて辰鼓懸と大橋周辺の清掃に従事することになった。廃県によって中絶していた辰鼓樓の時刻打ちがこうして復活した。

このとき辰鼓樓の借受願が、町方役人から豊岡県に提出され、許可されている。

戸籍編制区と

中央集権による近代国家の創造をめざした新政府は、全国統一戸籍の編制に着手し、一八

戸長の任命

七一年(明治四)四月新戸籍法を公布した。出石藩庁では六月二十七日、戸籍取り調べを布告

した太政官達を郡市へ、七月七日には藩内士卒へも告知し、七月二二日、管下を二三区に区分する戸籍編制のための区分けを公示した。旧来の数か町村を組み合わせて一つの区とし、それぞれに一三名の戸長と副戸長数名を置き、新戸籍の編制と戸籍関係の諸事務を取り扱わせることにしたのである。その区分けと正副



戸長の人員は次のとおりであった。

第一区 内町・八木町・本町・宵田町・鉄炮町・小人町・柳町・田結庄町・河原町（戸長一名 副戸

長五名）

第二区 谷山町・伊木町・材木町・東条町・入佐町・魚屋町（戸長一名 副戸長四名）

第三区 馬場町・松ヶ枝町（戸長一名 副戸長一名）

第四区 宮内村・坪井村・袴狭村・口小野村・奥小野村（戸長一名 副戸長五名）

第五区 田多地村・安良村・嶋村・福居村・伊豆村（戸長一名 副戸長八名）

第六区 奥野村・市場村・三宅村・森尾村・香住村・立石村・上鉢山村・下鉢山村（戸長一名 副戸

長八名）

第七区 片間村・三ツ木村・大谷村・丸谷村・中谷村・森井村・尾崎村・鳥居村（戸長二名 副戸長

六名）

第八区 水上村・長砂村・細見村・荒木村・福見村・暮坂村・森口（戸長一名 副戸長七名）

第九区 奥山村・上村・中村・下村・鍛冶屋村清水共（戸長一名 副戸長四名）

第一〇区 上野村・桐野村・日野辺村・寺坂村・水石村・畑村（戸長二名 副戸長八名）

第一一区 西谷村・天谷村・河本村・日殿村・市場村・南尾村・出合村・小谷村（戸長一名 副戸長七

名）

第二二区 佐々木村・相田村・平田村・栗尾村・正法寺村（戸長一名 副戸長三名）

第三区 久畑村・佐田村・後村・小坂村・中村・大河内村・薬王寺村（戸長一名 副戸長六名）

第一四区 口赤花村・奥赤花村・坂野村・虫生村・中山村・坂津村・口藤森村・中藤森村・奥藤森村  
（戸長二名 副戸長七名）

第一五区 奥米地村・中米地村・口米地村・鉄屋米地村（戸長一名 副戸長二名）

第一六区 左近山村・玉見村・新津村・宮垣村・樽見村・中村・夏梅村・米里村（戸長三名 副戸長六名）

第一七区 宵田村・江原村・祢布村・石立村・国分寺村（戸長二名 副戸長三名）

第一八区 林村・下塚村・大谷村・金原村・轟村・鬼神谷村・小丸村・芦谷村（戸長一名 副戸長八名）

第一九区 阿金谷村・須谷村・羽入村・川田村・松本村（戸長二名 副戸長三名）

第二〇区 竹野村・字日村・田久日村・草飼村・切浜村・浜須井村・奥須井村（戸長一名 副戸長六名）

第二一区 相谷村・浜安木村・奥安木村・訓谷村・無南垣村・九斗村・米地村（戸長二名 副戸長五名）

第二二区 丹生地村・上岡村・下岡村・隼人村（戸長一名 副戸長二名）

第二三区 上ヶ村・浦上村・沖浦村・境村（戸長一名 副戸長三名）

以上のうち、第一区から第一四区までは出石郡、第一五・第一六区は養父郡、第一七区は気多郡、第一八区から第二三区までは美含郡である。任命された戸長・副戸長が複数になっているのは、従前の大市長・少

郷長などの町村役人がすべて戸長・副戸長に登用された結果であろう。辞令の文面も「兼務申付候事」となっている。

戸籍編制区の新設と戸長任命には、旧慣の打破と人心の一新を図ろうとする新政府の意図があったとされ旧来の町村役人とは別の人物が登用されることもあったが、出石藩では旧町村役人がそのまま戸籍事務を兼帯することになった。戸長・副戸長の数が区によって違い、変則であるのは旧慣の維持が図られた結果である。このときの新戸長による戸籍編制の対象は藩の士卒には及ばなかった。

各区へはとりあえず藩庁より鑑札一〇〇枚が交付され、会所を定めて旅行他参の者へ渡すことにした。但し、士卒に対しては藩庁の戸籍懸が直接本人に交付することとしている。

また、布告類は藩庁から大市長・少郷長へ達し、戸長から一般へ通達することに改められた。しかし、出石藩では従来町村役人が副戸長に任命されて戸長の職務を分任したので、旧慣を大きくはずれることはなかったといえよう。

出石藩庁がこの戸籍編制区の区分けと戸長の任命を発表したのは廃藩発表の前日であり、廃藩の通達に接して急ぎよその公示に踏み切ったとも考えられる。

このとき作成されたのが一般に壬申戸籍と呼ばれるもので出石県治の時期に編制を終えたものと考えられる。一八七一年(明治四)七月二六日の『長良家日記』に、「戸籍帳を急速に差出す様仰付けられたので角福富へ手伝いに参る」と記しているので、遅くとも一〇月中には新戸籍の編制を終えていたであろう。

なお、士族の戸籍が、市中のものと統合されるのは出石廃藩後の一八七二年(明治五)になってからで、そ



写真 41 市校、女学下校  
合併通達 (『出石  
県日誌』明治4年  
10月3日条)

のことはあとに述べる。

市校・女学

旧出石藩では、一八六九年(明治二)に

校の廃止

藩校弘道館を文校と武校に分け、一八

七〇年には女学上校・同下校、市校・郷校を設けたこ

とは先に述べた。これらの諸校は、廃藩後の出石県で

も発足当初はそのまま存置されていたが、新県の財政

事情、他県教育制度との比較から縮少・改組・廃校が行なわれた。

まず、市校については旧藩時代の一八七一年(明治四)三月、町方より長良三郎・長谷拙藏・福富達三を市校執事に任命して、開校以来の市校経費の町方負担を命じた。大坊長・執事は協議の上、生徒父兄から身分に応じて冥加みよがの金品を七月と一二月に日を定めて持参させることにした。また、身元格別不如意の父兄は品物を持参せずともお礼には罷まかり出るようにし、当日は全教官・執事・月番大坊長が在校するよう市校入費規則を定めた。藩庁はこれを受け入れ、藩から支給する市校経費として米二石を給して、入校者の増加に努力するよう説いている。このことは市校から市中坊長へ通達され、各坊長から生徒父兄へ伝達された。

しかし、廃藩後の一〇月三日、市校は県学校へ、女学下校は女学上校へ合併され、長良以下三名の市校執事も同月九日付で解免されている。更に出石廃藩後の一月二七日、文学校・女学校・郷校は元出石県の名で当分閉校が通告された。ただ文学校に限っては、「官費を仰がず、有志の者が申合せて別段に研究致し度き者があれば、殊勝之事につき早々申出いすべき事」とつけ加えている。その結果旧藩設置の学校は武校のみ

が残ることになったが、これは武校生徒に従来の常備兵の役割をもたせることを意図したからであろう。これも翌正月二七日付で、「元兵隊を除く二五歳以下は隔日に出校し」、「練習致すべきよう」指示しているが、出石局廃止後は自動的に廃校されたと考えられる。

出石藩が積極的に展開しようとした教育制度も、結局は所期の効果を挙げ得ないまま近代の教育制度に吸収されていった。しかし、藩学の弘道館の名称が、その掲額・蔵書類と共に新学制による弘道小学校に引き継がれて今日に及んでいる。

**種痘反対** 出石県が行なった賞罰は、旧出石藩当時の慣例が継続して適用されている。五月に起きた出水者の処罰 に対する救恤、困窮者に対する給米、窃盗・不義・賭博に対する処罰も旧藩同様に実施された。そのなかで特に目を引くものとして種痘反対者に対する処罰がある。八月二八日、出石県は鍛冶屋村の一住民に対して、「種痘之儀に、みだりに左道を唱えて、家族の種痘を受けさせずその幼児兩人を死にいたしました。他への伝染をも憚らず不束の至である。よって答三十を申付」けている。

種痘は旧藩時代からかなり嚴重に普及を図っていたようで、旧城下に種痘館が設置されていた。種痘時以外は他の催事にも使用されていたらしく、一八七一年(明治四)五月四日付の『長良家日記』は、同館で女義太夫による浄瑠璃興行があったことを記している。

**豊岡県支** 一八七一年(明治四)一月に新置された豊岡県は、もと管内の藩庁であった一県庁をすべて庁出石局 旧県吏員の詰合所とし、旧県参事に当分の間事務取扱を命じていたが、同年一月二日詰合所を支庁に改め、豊岡県直属の官員を派遣して支庁事務を総括させることにした。それまで旧出石県庁では



写真 42 豊岡県支庁出石局となる(元『出石県日誌』明治4年12月12日条)

に宿泊し、翌日官宅へ引き移ったという。同家の日記によると、宿泊したのは「御当人様並御妾女めかけしめて二人」であった。なお、当初通知を受けた赴任日は二二日であったのが一日延ばしになり、その都度長良三郎は河原町口まで迎えに向いている。

山崎の赴任まで事務取扱を命じられていた旧出石県大参事の堀田反爾は、正月二五日付で退隠届が認められた。

**豊岡県出** 豊岡県は一八七二年(明治五)二月一八日付で出石局の廃止を町役人に通達した。そして、「以

**石出張局** 後は官員が出張するから公事・出入・其外諸届などはすべて出張局へ申し出るよう」に指示し、出石局に勤務を続けていた旧藩士卒全員の解雇を言い渡している。

『出石県日誌』・『元出石県日誌』・『出石局日誌』と書き継がれてきた旧藩以来の日誌記録も、二月一七日の記事で打ち切られている。

旧藩士が出石局役人として勤務することで、かすかに保たれていた旧藩治の累脈もここで全く終わりを告げたことになる。

それ以後、豊岡県から出石局前任の山崎鶴と市川某が出張官員として出石に派遣され、諸達の下付や諸願届などの受理に当たった。出張官員の駐在所を出石出張局と呼び、もとの武学校の建物が使用された。この出張局も同年六月、大区・小区制の発足にともない廃止される。

#### 士族の失職

豊岡県は支庁出石局の廃止と同時に士卒全員の解雇を言い渡したが、それ以前にも組織の縮小変更が行なわれ、その都度非役の士卒が増加していた。

兵隊については、生野出兵が終わった十一月十九日にまず預備隊が廃され、それ以後も元出石県の名で兵員の解免や幹部隊員の武校への転出が相次いで発令されている。元県庁門の宿衛や辰鼓掛も廃され、一月に入ると当分非役の士族や兵隊に申し付けていた庁舎の宿衛も取り止めになった。

更に、豊岡県から官員赴任後の一二月二八日には旧県以来の軍事方・法制方が廃されて庶務方が置かれ、出石局の組織は庶務・会計・租税の三方と武校に整理縮小されている。文学校・女学校・郷校は一月二七日に廃止されていて、教職員として派遣されていた士卒も差免されて非役に転じている。また、翌一八七二年（明治五）正月二七日付で豊岡県から兵隊の解体通知があり、兵隊としての職給も廃止された。そして、一八七二年二月一八日に至って豊岡県支庁出石局が廃止され、仕丁・郷卒を含む全員の免職が言い渡されたのである。

旧士族のなから改めて官員に登用された者も若干名あるが、その数は極めて少ない。二、三名の者が豊

岡県の官員に登用されたほか、目だった例としては東京駐在の元大参事桜井勉が一八七一年二月八日付で松山県権参事に任命されている。桜井はそれ以後新政府官僚として活躍し、代議士に出馬するまで地租改正局五等出仕・内務省地理局長・同山林局長・徳島県知事などの要職を歴任した。このとき、桜井と親しくしていた旧藩士で東京に駐在していたと思われる西山碧（負直）・山崎麓（矩員）の兩名が松山県典事・松山県大属に任命されて赴任している。

新官員に登用された者以外の士卒は、それ以後無役の豊岡県貫族士族として、旧藩時代に減石された改正禄米の高が家禄として県庁から支給されることになった。出石藩士卒への家禄の交付に当たって、豊岡県はこの改正禄米の高から旧出石藩の債務充当分として更に一定の額を差し引いて渡したという。一八七〇年（明治三）の改正で、当時出石旧藩士の禄米は最高二〇石にとどめられており、最低の禄米である二石の少禄者が全士卒の半数を占めていて、その数は二百数十名に達していた。

多くの士族が更に窮迫に追い込まれ、新しい職業への転身を迫られたことであろう。

士族のなかから西川彬と金沢誠が豊岡県から旧出石藩士卒の触頭ふれがしらに任命されて、士族に関する県庁からの諸達の伝達や諸願届の提出を取り次ぐことになった。



### 第三節 大区・小区制の施行

新豊岡県の 一八七一年（明治四）一月に府県の改置が行なわれて豊岡県の管轄に入ったあと、旧出石

区制実施 県が藩から引き継いだ町や村の支配は、とりあえず出石局に引き継がれた。旧県時の市長・

郷長・坊長・里長など町村役人の制度も、出石局が廃止される翌年までそのまま踏襲されたものと思われる。しかし、これらの町や村に関する旧来からの制度や旧藩旧県がそれぞれ設定していた戸籍編制区を、県域の一円化にともなう統一的な制度や、区割に改めることが必要であった。豊岡県では、各支庁局の廃止と同時に新区制の編制に着手したと思われる。

一八七二年四月五日、出石惣町の大市長池田澹治は、豊岡県出石出張所（局）あてに「出石郡一郡をもって一つの区をつくり、家数の多い出石を第一区として、出石から廻達をはじめのようにしていただきたい」との口上書を差し出している。おそらく豊岡県庁では、従来の町や村と戸籍編制区を一元的に統一する構想があり、その区分けなどについて内々に地元の意見を求めていたのである。池田の口上書は、このあと実施される大区・小区制を予想した内容になっている。更に同月七・八の両日、町役人が集まって協議した結果、「区別奉伺候」として内町・八木町・本町・宵田町以东の一一町八八〇軒を第一区とし、田結庄町以西の六

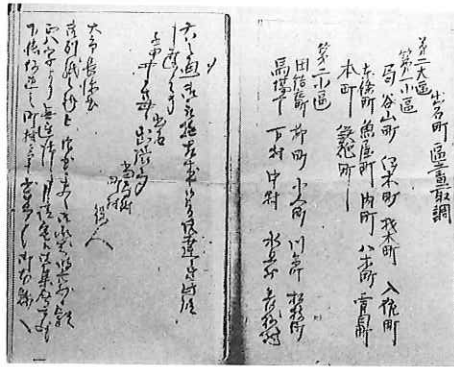


写真 43 出石町区画決定申達 (『長良家日記』  
明治5年4月24日条)

町と下村・中村・水上村・長砂村の四村とを合わせた八七〇軒の区域を第二区とする案を伺い出ている。旧県時代の戸籍法による区画のうち第一・第二・第三区の旧域下全町と第八区のうちの一村(水上・長砂)及び第九区のうちの一村(中村・下村)を二つの区に編制しようとする案であった。

一方、中央政府は四月九日に布告を発し、従来の町村役人である庄屋・名主・年寄を廃して戸長・副戸長を設置するよう指示した。この布告は、役人の名称の変更だけではなく、最末端の行政区画を従来の町村から戸籍編制区に変更する意図をもっていたのである。豊岡県の戸籍編制区の戸長は、旧県時代から従来の町村役人が兼帯するのが普通であったが、他の府県では人心の一新を図るために従来の町村役人とは全く別の人物が任命される地域が少なくなかった。これらの新戸長が府県との結びつきを強め、それまでの行政系列を無視して諸達の交付などが戸長を通じて行なわれるようになり、庄屋・年寄などの町村役人と対立・紛争を生じることが多かったといわれる。布告のねらいは、行政区画と戸籍編制区を一致させることによって、その解決を図ることにあつたといえよう。

庄屋・年寄廃止の布告によって豊岡県の新区画決定は新たな段階を迎え、行政区と戸籍編制区の統一が急速に実施された。四月二四日、豊岡県は出石出張局付の町村役人に対して「出石町区画取調」の結果を内示

し、出石郡の第一小区と第二小区の区域を明示した。その内容は、先に伺い出た案をそのまま採用したもので、これに対し、町役人から各小区内の町順の一部訂正を願い出て認められている。これは、廻達文書の送り順を考慮したうえでの訂正願いであった。こうして出石郡の第一小区と第二小区の区画と町順が次のように定められた。

第一小区 局・内町・材木町・伊木町・谷山町・入佐町・東条町・魚屋町・八木町・本町・宵田町・鉄  
炮町

第二小区 田結庄町・柳町・小人町・川原町・松ヶ枝町・馬場町・中村・下村・長砂村・水上村

ここに示した以外の村々も同じ手順で区分けされ、出石郡全域で六つの区が成立した。これで旧出石郡の管轄外であった出石郡内の矢根・木村・倉見など旧幕府領の村々も旧藩領の諸村と同一の行政区に復帰することになった。また、旧藩士の戸籍もはじめて市中のものと統合された。

なお、同年四月、先の区別伺を提出した前後に、出石惣町大坊長三人が連名で豊岡県に「一、旧藩士卒も市中の帳面に編入されると考えるがそれでよいか。一、戸籍帳の野紙けいしは下付されるのか」とただし、更に「一、平民の苗字使用が許されたが、通用便利のこともあるので屋号を用いることも認めていただきたい。一、戸籍関係の費用は、旧藩士も含めたらうえて戸籍惣割とし、その旨触れだしていただきたい」と申し出て  
いる。

区費の賦課と

旧役職の改称

区画の決定が終わると、豊岡県は四月九日の太政官布告の趣旨に基づき、同年五月七日出石出張局を通じて町村役人へ区費の割賦方法と役名の改称を布達した。その内容は、「区

長以下の月給その他の諸費にあてるため、華士族を含めて十六才以上五十九才までのすべての住民が一人につき、一日銭一文の積金をし、毎月二十日に戸長宅へ差出すよう」指示すると共に、従前の大市長(旧惣年寄・旧名主で戸長を勤める者を含む)を区長、中市長(旧町年寄で副戸長を勤める者を含む)を副区長、少市長(旧村方庄屋同等の者を含む)を戸長、組頭(旧村方年寄あるいは組頭同等の者を含む)を副戸長にそれぞれ改称する、というものであった。

更に翌八日、出張局は一町内限りの小事件は、その町の副区長奥印の上、諸願届屈などを差し出すように、更に他町に関係する事件は区長と副区長が奥印するよう出石町役人へ指示している。そして日記に写し取られている五月一〇日以後の上申文書には、大少市長などの旧役職名は使われず、すべて区長・副区長に代わっている。そして五月一四日、出石出張局において大市長・第一区戸長であった池田澹治を第一小区区長に、第三区戸長であった河村又三郎を第二小区区長に任命する書付(辭令)を交付した。また、従前の惣町坊長へはめいめに副区長を命じる書付を渡した。これは五月七日の布達を更に整理したものといえる。

そして翌一五日、それまで第二区戸長を勤めていた橋本覚次郎には、当分の間市中を外れる水上村等四村の支配を命じている。出石郡内他地区の区分けについてもほぼ同様の手順で実施されたものと思われる。こうして豊岡県は一八七二年(明治五)四月から五月にかけて全県下の区制を実施した。

#### 大区・小区

#### 制の実施

六月に入ると、豊岡県は改めて全管下の三国一六郡を二一大区一七七小区とする大区・小区制を実施した。氷上・与謝など丹波・丹後の大郡は二つの大区に分けたが、但馬八郡は各郡がそれぞれ一大区となり、第一大区から第八大区までの八つの区が置かれた。小区は四月に実施された区制

の区分けをそのまま小区に移行した。このうち但馬八郡の区分けを示すと次のとおりである。

第一大区(城崎郡) 五小区

第二大区(出石郡) 六小区

第一小区

出石材木町・同谷山町・同魚屋町・同東条町・同伊木町・同内町・同八木町・同本町・同入佐町・同宵田町・同鉄炮町・出石町分・寺町分・谷山分

第二小区

出石小人町・同柳町・同松ヶ枝町・同馬場町・同田結庄町・同川原町・福住村・福住町分・中村・中村町分・長砂村・長砂町分・水上村・弘原町分

第三小区

三宅村・森尾村・立石村・香住村・下鉢山村・上鉢山村・長谷村・倉見村・安良村・田多地村・坪井村・宮内村・袴狭村・奥野村・穴見市場村・口小野村・奥小野村

第四小区

寺坂村・畑村・水石村・日殿村・出合市場村・口矢根村・奥矢根村・南尾村・出合村・小谷村・三原村・唐川村・東里村・木村・太田市場村・西野々村・高龍寺村・坂野村・日向村・中山村・虫生村・口藤森村・畑山村・中藤ヶ森村・奥藤ヶ森村

第五小区

相田村・佐田村・小坂村・後村・久畑村・葉王寺村・大河内村・天谷村・西谷村・河本村・佐々木村・東中村・栗尾村・平田村・正法寺村・奥赤花村・中赤花村・口赤花村・坂津村

第六小区

伊豆村・福居村・島村・片間村・三ッ木村・大谷村・丸谷村・中谷村・尾崎村・森井村・鳥居村・細見村・荒木村・福見村・暮坂村・上村・鍛冶屋村・奥山村・上野村・日野辺

村・桐野村

第三大区(気多郡) 四小区

第四大区(養父郡) 八小区

第五大区(朝来郡) 六小区

第六大区(七美郡) 四小区

第七大区(二方郡) 四小区

第八大区(美含郡) 三小区

大区・小区 『府県史料—兵庫県史』は豊岡県の区制実施を一八七二年(明治五)四月とし、「各大区正権区長

制の推移 二名各小区副区長一名を置く」と記すが、『兵庫縣市町村合併史』は区画の確定を同年六月

とし、大区に区長・副区長、小区に戸長・副戸長を置いたと記している。四、五月は大区・小区制に移行するための経過措置とみてよいであろう。一八七二年四月から五月にかけて区画案を決定、同月中に旧役人を暫定的に大小区のそれぞれ区長・副区長に任命し、全管下の区画が確定するのを待つて六月に入ってから大区・小区制を実施し、改めて区長・戸長などの任命替えを実施したと考えられる。『長良家日記』が欠落しているためその詳細を追えないが、この六月の任命替えのときに、旧藩士族のなかから人材を選んで区・戸長への登用を図ったのではあるまいか。一八七四年(明治七)九月の日記には、第二大区金沢区長、第二小区清水戸長など士族の名が見えている。

更に同年一〇月一〇日付で、大区・小区制を追認する大蔵省達一四六号が出ると、豊岡県は区長事務章程



写真 44 受理副戸長兼小学校世話  
懸辭令 (京都市 長良政雄  
氏藏)

を制定して区長の職務を正式に規定し、大区に区長・権区長、小区に副区長を置くことを定めた。このうち権区長については大蔵省が認めなかったため、名称を区長見習いに变えて区長の職務を補佐させることとした。規定された区長の職務は、布告・諸達の伝達、戸籍の管理、租税・諸費の賦課など土地・民政に関する区内の諸事務をすべて取り扱うこととされた。

その後、豊岡県は一八七四年五月に区長などの改組を行なった。新たに全管下の区長を総括する総区長二名を置き、大区には区長と二〇〇〇戸を標準に複数の副区長、一〇〇〇戸を標準に一名の戸長を置くことなどを定めた。その結果各大区では区長見習いが副区長に、小区では副区長が戸長に名称が変わった。町村の戸長は用掛に改められて、制度的には村内住民への布達の周知など上意下達の業務のみが負わされることになった。しかし、用掛は現実にはその村を代表して祭祀・入会・水利などその村の自治的な業務も遂行することになった。

ことになって多忙を極めたから、一八七五年になって更に惣代人が置かれることになった。なお総区長には一八七四年七月に中山三郎と梅垣西浦を任命したが、内務省が総区長を置くことを認めなかったので間もなく廃止された。

更に一八七六年(明治九)二月一五日区戸長職制が定められたのにもない、豊岡県では大区に区長一名・副区長三名、小区に戸長一名とその下で小区内の数町村を受けもつ複数の副戸長を置いた。同月二四日付で長良三郎に渡された辞令の文面には

「第二大区六小区副戸長申付候事、宮内村・坪井村・袴狭村受理可<sub>レ</sub>致事」と記され、一八七八年(明治一二)一月七日の辞令には、「但馬国第二大区三小区宮内村外二ヶ村受理副戸長長良三郎、但馬国第二大区六小区島村・福井村・片間村・伊豆村・三木村受理副戸長兼学校世話懸申付候」とあつて、副戸長は受理副戸長と呼ばれ、学校世話懸も兼務していたことが分かる。また、一八七四年五月二六日以降の辞令には、準等外五等出仕のように県における給与の格付の付記があり、官吏として給料を受けていたことも分かる。

小区は町村に代わる最末端の行政区画となつたが、住民の自治的な権能は付与されておらず、大区・小区制は上意下達のみの一方面的な官治地方制度として運用された。

**警察出張** 一八七六年(明治九)一月、出石に警察出張所が設置された。一八七五年三月、豊岡県は管内の

**所の設置** 主要地に選<sub>ら</sub>卒<sub>つ</sub>屯所を置き、各地の治安と警察に当たらせているが、この警察出張所は、これら

の屯所が民費の支弁によつて庁舎を整え、警察出張所に組織替えになつたものである。当初は豊岡県警察掛が管内の七出張所を統括していた。兵庫県併合後(一八七六年八月)は、豊岡に兵庫県警保分局が置かれてその所轄に属していたが、一八七九年(明治一二)豊岡警察署の出石分署となり、一八九三年(明治二六)出石警察署に昇格した。



#### 第四節 豊岡県から兵庫県へ

豊岡廃県と大

兵庫県の成立

政府は一八七六年(明治九)八月、行政の効率化と経費の節減を目的に再度府県の統廃合を実施した。その結果、豊岡県は廃止され、その管地は兵庫県と京都府に分割して併合された。同月二一日付をもって但馬国全域と丹波国のうち多紀・氷上郡が兵庫県に、丹後国全域と丹波国の天田郡が京都府に属することになったのである。

これによって、当町域の行政区画は、兵庫県但馬国第二大区と呼称されることになった。小区の区画には変動がなかった。

このとき兵庫県は旧豊岡県管地のほかに播磨国全域を管地とする飾磨県と、名東県から淡路国を分離して併合して、摂津・播磨・丹波・但馬・淡路の旧五か国に及ぶ現在の県域がほぼ確定する。

三県併合後の兵庫県は北は日本海、南は瀬戸内を通じて太平洋に接し、西摂五郡を管地としたそれまでの兵庫県と比べて面積は約九倍、人口は約六倍の大県となったのである。新しく一県に統合された旧五か国は、古代以来の行政区分で言えば、摂津が畿内、丹波・但馬が山陰道、播磨が山陽道、淡路が南海道にそれぞれ属するという異なった歴史的伝統をもち、気候・風土はもとより、人情・言語もそれぞれの地域で際だった

差異がある。

それではなぜ他に例をみない複合的な大県が成立したのであろうか。当町出身の桜井勉が、当時の内務卿大久保利通に進言した結果であるといわれる。一九三一年（昭和六）に当町で刊行された『兎山櫻井勉翁米壽賀集』に収められた「兎山先生懷舊譚」によってその概要を記しておこう。

一八七六年八月一日、地租改正局五等出仕であった桜井は、松方正義（大藏三等出仕）・杉浦謙（地理頭）・松平正直と共に内務卿大久保利通に呼ばれ、当時政府部内で内定していた鳥取県と豊岡県との併合について意見を求められた。鳥取県は島根県に併合すべしとの見解が一部にあったからである。桜井は「因幡・伯耆と但馬二丹とは、古来同じく山陰道に属し、歴史的にも二百年余山名氏の領地でした。しかしながら、但馬と因幡の間には高山が起伏して往来は不便です。これに反して因幡・伯耆・出雲・石見の間には、そのような障害はないので鳥取県を島根県に合するのは良案だと思います。しかし、豊岡県全域を兵庫県に合するのは面積が大きすぎるようになります。むしろ飾磨県を残してこれに豊岡県を合してはどうでしょう」と意見を述べた。これに対して大久保は、「兵庫県は開港場を有するので県力を貧弱にすることはできない、さらに一考せよ」と言った。そこで桜井は、「鳥取全県を島根県に合し、豊岡県の但馬一國及び丹波二郡を割いて兵庫県に合し、丹後一國を割いて京都府に合せられたらどうでしょう。一見すれば兵庫県の所管は南海より北海に達し、天下無類の状況となりますが、中間に大山喬岳たけがくがなく、交通も便利で、人民もまた幸福を享受することができまます」と次案を示した。大久保はこれを聞いて「その説は極めて良い。一県の増減ことの如きは強いて論ずべきことではないかも知れないが、人民幸福を得て県庁一つを減らすことができるというのは、

「一挙兩得である」と賛意を示した。他の出席者から異論がなく、先に内定していた政府案を改めて、豊岡県を廃し、兵庫県と京都府に分割併合されることが決まった、というのである。

#### 兵庫県併

以上のことから類推すれば、政府がたてた当初の府県分合案では、豊岡県と鳥取県が合併して合の功罪 一県を構成し、兵庫県が飾磨県と名東県の淡路を併合して県域をひろげ、現在の兵庫県域は南と北にそれぞれ一県が併立することになっていたと考えられる。それが桜井の進言によって改められ、現在の兵庫県が成立したことになる。

おそらく事実はそのとおりであったと思われる。兵庫県を強化することによって西洋文明や近代産業の移入窓口である神戸港の整備を図り、日本全体の近代化を促進しようとする大久保の構想と、桜井の豊岡・飾磨の両県合併志向が合わさって現在の兵庫県が成立したといえる。

大久保の神戸港重視―兵庫県強化のもう一つのねらいは、翌一八七七年（明治一〇）に起きる西南戦争を予期して、兵站輸送基地としての神戸港の役割を重くみていたこともあったであろう。

一方、桜井の豊岡・飾磨両県合併志向には、但馬人の歴史的な南方指向をみてとることができる。古代には、但馬の豪族が天皇の後押しで播磨への入植を果たしたことがあったし、中世には山名氏が播磨の領有をねらって再三出兵の挙に出た。ひろびろと開け、気候温暖で肥沃な播磨の地は、いつの時代に限らず但馬の人士にとってあこがれの地であった。桜井は、そうした歴史的な経過を誰よりも知り、更に地理寮五等出仕・地租改正局五等出仕として、山陰・山陽両道の地租改正を総括していたので、播磨の地理と生産力の高さを誰よりも熟知していたのである。

豊岡県が廃止され、但馬が兵庫県に併合されたことに對する評価はいまでも二つに分かれる。一つは、但馬が兵庫県のなかでは辺地に位置するため、長く後進性を残すことになったとする否定的な見解である。他の一つは、兵庫県の財政力によって、但馬で多発した水害・震災などの災害復旧や治水工事が迅速・大規模に行ない得たとする肯定的な見方である。

桜井の豊岡・飾磨両県合併構想のねらいが、後者にあつたことはいうまでもなからう。

豊岡県再置運動 豊岡県の廃止にもなつて、兵庫県豊岡支庁が旧豊岡県庁舎に置かれたが、一八七九年(明治一)二月一日、郡区町村編制法の施行による郡役所の設置で廃止された。

但馬から県庁がなくなつたことについては、これを不幸とする考え方も当然あつた。

『豊岡市史』によれば、廃県の際、豊岡の町民滝田真市が「輩下に趨むかり」天皇に直訴したことを記している。また一八八一年(明治一四)、鳥根県から因・伯両国が分離して鳥取県が置かれたときに、但馬地方が鳥取県に管轄替えになるとの風聞があり、但馬の町村では一致してその反対運動を展開した。このときは豊岡県再置運動には至らなかつたようである。一方播磨では、同地方の有力者が飾磨県再置運動を積極的に展開していた。

一八八三年(明治一六)に入ると、政府部内で飾磨県再置がかなりの現実性をもつて検討され、但馬国も兵庫県から分離して飾磨県に編入されるとの憶測がひろまつた。

但馬ではこれを危き惧ぐして、飾磨県への併合を拒否し、これを機会に一挙に三丹(丹波・丹後・但馬)を合わせた豊岡県再置の動きが活発化した。

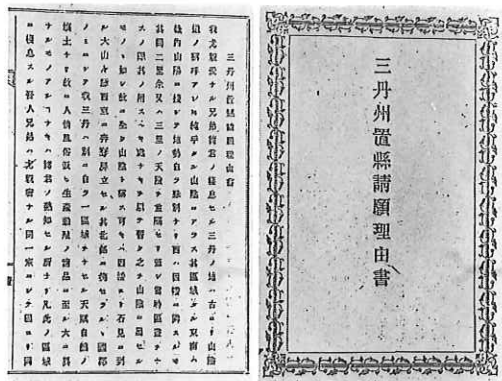


写真 45 『三丹州置縣請願理由書』

一八八三年七月二〇日の但馬国各町村聯合<sup>れんごう</sup>会では、早急に各郡の意見をまとめて次回の會議で報告することを決めていた。これを受けて出石郡町村聯合会では「三丹置県」の議が討議された。福富（達三か源蔵かは不明）・芦田の兩名が、「三丹置県は困難であり少しの見込みもないことだ、また着手すれば非常の入用があるだろう」として消極論を述べたのに対し、今井甚兵衛が「三丹置県を飽まで請願せん」事を主張し、採決の結果一二対一一の一名差で今井の三丹置県推進論が可決されている。

福富・芦田が、旧城下の町内を基盤とするのに対し、今井は丹後地方とつながりが深い山之内畑山村出身であるのが注目される。この二つの見解の対立に、生糸の取り引きをめぐる両者の意思の違いをみてとることができるのではあるまいか。出石の町が山陰における代表的な生糸市場として、生糸の取り引き先を神戸港を経由して外国に向けようとしていたのに対し、今井はあくまで丹後の機業地を重視していたといえよう。

この三丹置県の議が、その後の但馬国各町村聯合会でどう処理されたかは不明であるが、一八八三年の暮れに但馬各郡から二名の代表が名をつらねた内務卿山県有朋<sup>やへとも</sup>あての懇願の文面が残されている。

それによれば、一八八二年（明治一五）七月、但馬国の県會議員が「但州風土民情播州と合一スベカラサルヲ閣下へ上言シ」、更

に一八八三年九月、但馬国の「全国人民総代共ヨリ三丹置県ノ義ヲ建白」<sup>(録)</sup>したが、最近の新聞紙上や巷説では、飾磨県（現兵庫県）の分県が認められて「播但を管轄セシメラルノ説」がある。もしそうなれば但州人民の不幸は極めて大きい。丹後も但馬ももとは丹波から分かれたもので、風土・民情はだいたい同じである。しかるに「播州ハ古来山陽の上位ニ居シ、ソノ地ノ平坦・民情の蕩達固ヨリ但州野朴ノ比ニアラス」、一八七六年（明治九）、但馬が兵庫県の管轄になったとき有志は大いに憂慮したが、県治が四道（畿内・山陰・山陽・南海）五国にまたがっているので、互いに議する処、沙汰よろしきを得て、大きな偏重は生じなかつた。しかるに播但二国を一県治の下に置かれることになれば、大国の圧迫を免れることはできない。兵庫県統治下で但馬も今日では多少進歩してきたが、播但二国の飾磨県ではそれも挫折（ざせつ）してしまふであらう。もし伝えられるように四、五の分県が許されるのなら、我々の三丹で一県を置かれるよう懇願する、というものである。

出石郡からは口小野村の本間果と香住村の宇野文右衛門の二名が懇願人の筆頭に名を連ねている。出石でそのための会合がもたれたのであらう。本間・宇野の兩人は、当時出石郡の戸長惣代会から選出されて郡民惣代の地位にあつた。一八八三年（明治一六）一月一〇日付の『立憲政黨新聞』は、出石町で分県請願の全但有志集会があつたことを報じているが、これはそのときのことを指しているのであらう。

しかし、この請願も結局は実現せず、豊岡県の再置はならなかつた。ただ飾磨県の再置を妨げる効果はあつたのではあるまいか。